(3)　事業計画の合理性

本件事業は、線形等の良好な道路を整備し、安全かつ円滑な自動車交通を確保することを主な目的とし、道路構造令による第3種第1級の規格に基づく4車線の道路をバイパス方式により建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、維持管理を考慮し土工構造を主体とするルート案（以下「申請案」という。）のほか、路線延長を最短にするため長大トンネル構造を採用するルート案及びその中間案の3案について検討が行われている。申請案と他の2案とを比較すると、申請案は、取得必要面積は最も多いが支障物件が少ないこと、トンネル延長が最も短く施工期間が短期間であること、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う市道の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第4号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は線形不良区間等が存在し、自然災害等による通行止めが行われていることなどから、できるだけ早期に安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があると認められる。

また、いわき市長を会長とする一般国道6号常磐・久之浜バイパス、一般国道49号平バイパス改築工事促進期成同盟会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　福島県いわき市役所

○関東地方整備局告示第三十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月十四日　　関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百五十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
横浜市金沢区幸浦二丁目三一番から同市金沢区福浦一丁目一番一まで	前	五四・八九～六七・九五メートル	〇・〇五四キロメートル
	後	五四・八九～六九・八九メートル	〇・〇五四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月十四日　　関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百五十七号	横浜市金沢区幸浦二丁目一七番四から同市金沢区福浦三丁目一五番まで	関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年二月十四日

○関東地方整備局告示第四十一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年二月十四日　　関東地方整備局長　下保　修

一　登録番号

関東地方整備局長　5

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

一般財団法人さったま住宅検査センター

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	小林　義信
変更後	田中　洋

(2)　変更年月日

平成二十四年一月十七日

○中部地方整備局告示第二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年二月十四日　　中部地方整備局長　足立　敏之

一　施行者の名称　静岡県

二　都市計画事業の種類及び名称　静岡都市計画公園事業六・五・一号草薙総合運動公園

三　事業施行期間　自平成二十四年二月十四日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　静岡県静岡市駿河区栗原、栗原字吉田堺坪、聖一色字長通り、字大島、字下杉島、字上杉島、字荒井、字フノ丁、字明燈、字根添、字清水尻、字下横ママ、字カイフク及び字寺田並びに池田字横ママ及び字中尾羽根地内

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第二十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十四年近畿地方整備局告示第十六号の一部を次のように改正する。

平成二十四年二月十四日　　近畿地方整備局長　上総　周平

別表の項一、指定をした日の欄中「平成十九年一月二十九日」を「平成十四年二月二日」に、指定の有効期間の欄中「指定をした日から五年間」を「平成二十四年二月二日から五年間」に改める。

○近畿地方整備局告示第二十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から代表者の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年二月十四日　　近畿地方整備局長　上総　周平